

近畿 ESD コンソーシアム規約

平成29年7月8日
制 定

第1章 総則

【名称】

第1条 この団体は、近畿 ESD コンソーシアム(英語名:ESD Consortium, Kinki Region)という。

【事務所】

第2条 この団体の事務局を奈良教育大学に置く。

【目的】

第3条 この団体は、様々な ESD 関係者が協力して近畿圏を中心に ESD を推進することを目的とする。

【活動】

第4条 上記3の目的を達成するため、この団体は以下の活動を行う。

- 一 ユネスコスクールをはじめとする教育機関での ESD の推進と国内外の ESD 推進校との交流促進
- 二 公民館、図書館をはじめとする社会教育施設、青少年教育施設を通じた社会教育における ESD の推進
- 三 ウェブサイトや成果報告会等を通じた ESD 関連情報の共有
- 四 ESD に関するマルチステークホルダーの対話の場の構築
- 五 企業、NGO を含む様々なステークホルダー間の協働の機会創出
- 六 その他団体の目的を達成するために有益と考えられる活動

第2章 会員

【会員種別】

第5条 この団体の会員は、この団体の目的に賛同して入会する団体及び個人とする。奈良教育大学を代表団体とする。

【入会】

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める方法により、入会申込書を事務局に提出することにより申し込むものとする。

2. 入会は、運営委員会において承認する。運営委員会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

【会費】

第7条 この団体の会費は、当面、徴収しないものとする。

【退会】

第8条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

第3章 役員

【種別及び定数】

第9条 この団体に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名以上3名以内
- 三 運営委員 10名程度

【選任】

第10条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は運営委員の中から会長が選任する。
3. 運営委員は、会長が指名する。

【職務】

第11条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を構成し、この団体の業務を執行する。

【任期等】

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議

【会議の種別】

第13条 この団体の会議は、総会及び運営委員会とする。

【総会】

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【総会の権能】

第15条 総会は、以下の事項について検討し、議決する。

- 一 規約の決定及び変更
- 二 事業計画の承認
- 三 事業報告の承認
- 四 役員承認
- 五 その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

【総会の開催】

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。

【総会の招集】

第17条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに会員に通知し、あるいはウェブサイト上で公表しなければならない。

【総会の議長】

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

【総会の議決】

第19条 総会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【運営委員会】

第20条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2. 運営委員会に運営委員長1名及び副運営委員長1名を置く。

【運営委員会の権能】

第21条 運営委員会は、次の事項について検討し、議決する。

- 一 事業計画の立案と変更
- 二 事務局の組織・運営に関する事項
- 三 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 四 総会に付議すべき事項
- 五 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【運営委員会の開催】

第22条 運営委員会は、会長または運営委員長が必要と認めた場合に開催する。

第5章 事務局

【事務局の設置】

第23条 この団体の事務を処理するため、代表団体内に事務局を置く。事務局は、当面、次世代教員養成センター ESD・課題探究部門 ESD・教材開発領域に置く。

第6章 基金

【基金】

第24条 この団体の目的を遂行するため、代表団体に基金(奈良教育大学ESDコンソーシアム基金)を設ける。

2. 基金の管理は、会長の監督の下で、総会において承認された事業計画に基づき、事務局が行う。

第7章 ESD 推進コーディネーター

第25条 この団体に、ESD 推進コーディネーター若干名を置く。

2. ESD 推進コーディネーターは、この団体の目的に照らし、近畿圏を中心に ESD の推進を支援する。

3. ESD 推進コーディネーターは、近畿圏における ESD 活動に習熟した識者の中から、会長が指名する。

4. ESD 推進コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 雑則

【細則】

第26条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議を経て、会長が定める。